

1. 件名：国立研究開発法人日本原子力研究開発機構大洗研究所廃棄物管理施設の設計及び工事の計画の認可申請に係るヒアリング（9）

2. 日時：令和5年11月10日（金）13時30分～15時40分

3. 場所：原子力規制庁10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者：

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

荒川安全管理調査官、伊藤主任安全審査官、中澤安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

高速炉・新型炉研究開発部門 大洗研究所 環境保全部

部長 他5名

安全・核セキュリティ統括本部 安全管理部 施設保安管理課

技術副主幹 他1名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. 配布資料

資料1 廃棄物管理施設の設工認の今後安全審査スケジュールの見直しについて

資料2 新規制基準に係る廃棄物管理施設の設計及び工事の方法の認可申請概要

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁仲田です。それでは法案廃棄物管理施設の設工認について、ヒアリングを開始させていただきます。それではます。今後の安全審査スケジュールについてご説明をよろしくお願ひいたします。
0:00:19	安全審査にかかる通常の見直しということで、我々の方で資料を準備させていただきましたので、こちらの方ですね、説明させていただきます、
0:00:29	局長さんの方から、
0:00:35	資料に基づきましてご説明させていただきます。安全性は通常の見直しということで、まず概要ということで書いて書いております。新規制基準対応に係る廃棄物管理施設工認についてはですね、安全審査のスケジュールを美馬宮尾させていただいて、認可希望時期。
0:00:53	まずそこを変えるということで、今の通り6年4月ということで進めさせていただいておりましたが、令和6年12月に変更させていただきたいということでございます。
0:01:06	内容としましてはですね、審査会合の開催回数の見直しということと、説明内容の変更についてとなります。
0:01:16	駒田石丸までの説明についてはですね計4回の審査会合の開催を想定していたということで進めさせていただいておりましたが、
0:01:25	説明内容に必要な資料の分量、これをですね、再検討したと、ということで、今までその1回、で行おうとしてたところをですね、分割してですね。
0:01:37	計6回の開催を前提としてですね。
0:01:41	さらにですね、最終回、飯野審査会合部局がコメントの回答1回ということを加えてですね、合計8回の開催をお願いしたいと。
0:01:51	ということでございます。第1回審査会合についてはですね、バックと対応行う設備を優先とするというふうにしておりましたが、
0:02:00	安全上のリスクが高く審議の時間を要する内容から説明する方針ということで、技術基準の条文の順番を、以下の通りということで表にしております。
0:02:12	左側にですね、令和5年9月26日に面談、ご説明はしてありますが、4回でやるということで、2回3回4回ということでそれですべての条文を打つという、
0:02:28	ことで進んでおりましたが、今回その変更ということで、見直させていただいたものが右に書いてございます。まず第2回、いいとしてですね第11条これ火災についてですね、
0:02:40	をお願いしたいということで第三課についてはですね、侵入防止強調12条17条。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:49	4階については、10条15条18条と、神戸総合映像公開についてはですね第8条ということで外部事象、これについてはですね。
0:03:00	竜巻の防護壁、については、
0:03:04	これについては除いた部分ということでその他のすべての部分については、誤開でお願いしたい。
0:03:10	第6回についてはですね、一番、6工場6条8条ということで、この8条については竜巻防護壁の方が入ってきます。それ以外は、ご回答ございました6階は限定して下、竜巻防護壁と。
0:03:25	ということになります。
0:03:27	7対についてはですね13条14条16条、あと22条23条ということで最後にですね、第8回ということで、先ほどありましたコメント対応ということで、合計8回。
0:03:40	そういうことで今回変更をお願いしたいと思います。
0:03:47	これについてはですね。
0:03:50	1回の審査会合で説明を2、3回面談を受けたコメント回答を、また合わせに3回と。
0:03:59	あと作業審査会合結果コメント回答1回ということで、面談の方もですね大体5回から7回ってのを想定している工程ということでございます。
0:04:10	それをですね協議したものが、
0:04:13	全体工程ということになります。
0:04:21	上地、植田ですね。月が書いてございまして、月初の週ということで見ていただければと思います。例えば11月6日の週ということになりますので、
0:04:31	その方をさせていただくと、今月末に審査会合を、
0:04:37	開催していただくことになると、面談ですね、2回ほど、資料のセットがあって、審査会合という、
0:04:44	スケジュール、それ、それにそれ以降ですね、次の第3回の審査会合に向けた、変だ。
0:04:54	さらに9条12条17条ということで進めていただくと。
0:05:00	さらに第2回の審査会のコメント等を含めてですね、回答していくと、面談を行っていくということで、第3回までには面談4、5回ですね。ええ。
0:05:13	考えております。
0:05:16	Aさんはそのパターンでですね、3階4階5階6階ということで進めていくと。
0:05:22	ということにして考えております。下はですね城君。当初、二階部分とですね北海道は説明となつてございませぬが、
0:05:35	条文に対してですね、資料の説明とかですね、作成とか、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:42	そういうのを含めてですね、今までの連絡等の考慮した上で、こういう工程になるかなということ、全体を見直したと。
0:05:53	いうことに一応懸念はしております。
0:05:58	これについては玄海さんの方の面談とですねそういうことも含めて、内容の説明をですね考慮した上で、
0:06:08	5点ほど見直させていただいてということになります。
0:06:12	その結果ですね
0:06:14	補償、今ちょっと全体8回、が、13年の10月上旬ぐらいに、
0:06:21	ありましてそのあと補正ということで大体認可地域というのは12月と。
0:06:27	ということで、今、スケジュールを見直させていただいたというものでございます。
0:06:33	簡単にご説明してございます。
0:06:35	ありがとうございます。それでは、規制庁側からの確認に移りたいと思います。
0:06:42	規制庁中澤ですけれども、今回の新す入荷希望時期を結構後ろに大浜入試の男子ということにされていますけれども、
0:06:59	以前伺った時にはですね、状況なりHTTRなりの再稼働を見込んで、硫安クレーン4月の、
0:07:10	までに、は、廃棄物管理施設の設工認の認可が必要というふうに説明を聞いていたと思うんですけれども。
0:07:20	2月まで資料出しましてしまっただけで施設側の運転再開に影響は出ないんでしょうか。
0:07:32	原子力機構フクイでございます。
0:07:35	こちらにつきましては、当初、寮の再稼働ということを考えまして、それに力合わせて、は幾つ管理施設の方も運転を始めると。
0:07:47	ということで、必要な工事等ですね、実施することを考慮いたしまして、4月までは、認可をいただきたいということで、検討しておりましたが、
0:07:59	実際にですね、SRの三田がつきまして、それでそのポイントを実施する計画をですね、当たり前ましたときに、
0:08:14	今の前に大瀬しておりました。4月ではなくて、12月であっても、ポーリンの方がですね。
0:08:25	そこにはまりそうだということがわかりましたので、それで今回ですね、スケジュールの方を見直して、見直させていただいております。
0:08:35	で、これまでの資料を準備にかかった期間、あと、先行している原価県の方のですね、処理場の例。
0:08:48	こういったものをプールいたしますと、今、ご提示させていただいております。12月までのですね、ここ

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:58	ということが、妥当ではないかなというふうに考えております。
0:09:06	はい、赤沢です。ありがとうございます。ですね、最終的には、廃棄物管理施設はいつまでに、
0:09:16	何か検査までを行って、再稼働。
0:09:22	できればいいんですけどそこはちょっと確認させてください。
0:09:32	現在のところは、令和 8 年度、仲間。はい。ということで考えてございます。
0:09:46	再確認ですけれども、そのHであるとか常陽の運転への影響っていうのは、これは難波稲井ということなんでしょうか。そうですね。
0:10:01	出てきます廃棄物の量等時期、こういったものを検討にいたしまして、特段、上載位につきましては、問題ないというふうに考えてございます。
0:10:18	はい、わかりました。
0:10:33	本当はですね、審査会合御説明ない 300 本に移りたいと思いますが、
0:10:41	会議ですね、以前では全部で 4 回形成する予定だったものを、全部で 8 回。
0:10:54	Cになるっていうことは、今回は載せていただきましたけれども、ちょっと気になっている点がいくつかございまして、
0:11:05	ですね。
0:11:07	そうですねですけれども、第 3 回変更後の第 3 回で説明され、するとされてます。
0:11:15	9 条 12 条 17 条。
0:11:17	なんですけれども、こちらの方資料がもうできてるっていうふうに引いておりますので、次回の会合で、すでに、
0:11:28	コピーしてもらって、というのをかけてしまって、早めにコメント対応に入るっていうのありではないかなと思うんですけれども。
0:11:40	いかがでしょう。
0:11:46	状況ショウジです。それは可能というふうには考えております。ただ私はちょっと保留的にですね、ちょっと多いかなというところもあって、説明等ですね。
0:11:59	こっちの時間を時間がかかるかなというところがあつてですね、ちょっと分けさせていただいたんですが、その辺はですね、合わせることは可能というふうには考えております。わかりました。
0:12:14	少し
0:12:17	施行はちょっと
0:12:20	変える形になる。前倒しができるかというところはある程度、そこは難しいかなというふうには、ちょっと考えていたところありますけども。
0:12:31	原子力機構、福井でございます。後段に聞かれております、各条文のですね、評価に関わる作業、これは、
0:12:42	どうしても

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:45	あとは時期ではないんじゃないと、できないというところもありますので、今回やらさせていただきます、
0:12:53	後段に控えているバージョン関係の面談等ですね、こちらがやはり、ちょっと遅い時期になってしまうということがございます。
0:13:07	長中沢です。執行の評価が必要なものは竜巻の平均が、MEというふうにお聞きしていたかと思うんですけど、他に評価が必要なもの。
0:13:19	あれでしょうか。
0:13:22	宇井事務局長です今懸念材料、懸念っていうか、このようになっているのはその竜巻のところになりますので。はい。井川。はい。
0:13:35	ちょっと5センチ出せないというところはあります。
0:13:40	表の方で見ると、その期の会合が、
0:13:45	結構後ですね、7月つう中旬くらいでしょうか。
0:13:52	やっぱりそれもう1週間時間かかってしまう。
0:13:56	そうですか。はい。
0:14:00	ちょっと、
0:14:03	でございます。どうしても、メーカーの方に発注して、偉い部分がございますので、そういった契約期間等ですね、考慮したりして、しますと、当初の時期に、
0:14:15	ないぞということです。
0:14:30	承知いたしました。最後の部分、例えば15、10条の閉じ込めとか、その部分。
0:14:41	若干前倒しすることって、
0:14:52	閉じ込め、計測制御処理廃棄のところですよ。
0:15:14	そういう数字です。はい。ある程度早めて写真を早めることは可能かと思いますが、さらにというのは、資料の方ですね、今までの日、実績等を踏まえて、
0:15:32	スケジュールの方見直しておりますので、
0:15:35	多少の前、前後っていうか前倒しというのはあるかと思いますが、できるかと思えますけども。
0:15:43	そこは丹羽というのはちょっと厳しいところがあります。
0:15:56	できるものは早めに会合で議論してしまった方がいいかと思えますので、その後ですね手をつけてみてというところもあるかもしれませんができるだけ、
0:16:10	もし第3回を第2回続けてできるようにすればですね、その次、続くものをできるだけ早めに会合にかけていくっていうことは、
0:16:21	がいいかと思えますので、ご検討いただければと思います。はい。はい。大丈夫そうです。私もその意識では、できるだけ
0:16:34	早めにできるものができる状態になればですねちょっとご相談させていただければと考えております。すいませんがよろしく願います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:45	規制庁の伊藤ですけれども、ナカザワからお伝えした古藤と重なる部分が多々ありますが、
0:16:55	このA3の横の紙、スケジュールで見たときに、
0:17:01	そのまずうには2を感じたかという、
0:17:04	作業会合と会合の間の面談なりの回数が、
0:17:11	非常に多くなっていうのを感じました。で、
0:17:15	通常他の施設のヒアリングがどう進んでるかっていうと、会合をやりまして、次の議題なりについて、2回ほど面談で、中身、ヒアリングの中に確認させていただいて、
0:17:33	特に必要な場合はもう1回程度やった上で審査会合に入るっていうのが、
0:17:40	よくあるパターンかなと。
0:17:43	いうふうに考えると、この倍ぐらい時間がかかっているのは、
0:17:49	なぜなのかなというのが質問に思いますし、
0:17:54	二番、第3回会合第4回会合。
0:17:57	中で、
0:17:59	前の週に、次の会合の意を、
0:18:04	テーマに関するヒアリングを入れていて、
0:18:06	何かそれができるのであれば1週間前倒しをすればいいじゃないかっていうふうにも思うんですよね。
0:18:17	今まで、
0:18:20	そこ。
0:18:22	介護と介護の感覚ってということだけ見ると、
0:18:26	少し取り過ぎではないのかなというふうに感じていますと。
0:18:32	この施設においてできて、大原伊井においてできないのは何でなのかっていうのもいまいちずっと入ってきません。
0:18:42	そこも教えていただきたいと思いますし、
0:18:46	今回の処理場の方で、
0:18:49	前回の会合から、来週岡井分少し間が空いたのは、こちらの方での会合スケジュールがかなり詰まってしまっていて、開けざるをえなかったっていう、
0:19:00	苦情決断をあつてのことで、なので間その間はですね、無駄にすることなく、その中身の確認をしっかりとさせていただこうということでヒアリングを重ねたっていう。
0:19:13	事情、こちらの事情もありましたので、特別なケースだと思っていただいた方が良く、なので、それをベースに工程を引かれ得るのは、少し違うのかなと感じています。
0:19:31	その点はいかがでしょうか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:39	現職表示です。はい。そういう意味ではですね我々としても、今までの面談の状況あと原価権、
0:19:50	ですね、その面談も同席させていただいておりますが、
0:19:53	その状況で説明の方についてはですね、少し時間かかるかなというふうな認識は持っております。さらに、我々の施設としてはですね、施設がですね多いところもあってですね、ある程度概要のところはご説明できると思うんですけどもその他のところの確認も含めてですね。
0:20:12	18施設あるということで、その辺に時間がかかる。今ほどの面談の方、時間その辺を考慮したということもありまして、今のスケジュールになってるところでございませう。
0:20:27	例えばですね。
0:20:30	12月4日11日のところでは、安全機能とか信用防止とか、受入管理料を、
0:20:40	ところで、
0:20:43	御説明2週、
0:20:45	設けてますけれども、
0:20:47	ご用意いただいている資料を見てもそこまで説明時間を要する内容になっているとも思えなくてですね。
0:20:58	今日後からも説明を確認させていただきますけれどバックデータが十分示されていないっていうのを感じていて、
0:21:06	それも含めて、全部意味がそういった状態を出していただいても、
0:21:18	最終必ず必要関係とそうでは、4週以上必要書けそうではないと思っていて、
0:21:28	なのでむしろ、その点では、何を、何がボリュームがあるっていうふうにおっしゃってるのかわからないんですよ。
0:21:40	新保市なんかは共通する対応がある程度出られていてで、各施設に判を押したようにそれを適用していくっていうことが多いでしょうから。
0:21:52	あんまり
0:21:54	放電規制で担保する部分が多いっていうのもあると思いますので、
0:21:58	そこまで、安全機能を持つてるものに対して、と比べて、常にできて携わるとも思っ てませんし、
0:22:08	で、安全機能のところもポイントになるのはどう検査をするのかっていうことなん で、
0:22:14	エビデンスベースで示してもらえればそんなに議論になると思っていなくて、
0:22:21	じゃあ何を説明するんですかっていうふうになってしまうんですよ。
0:22:32	そういう意味で、コンパクトに据えできる要素はあるんじゃないのかなっていうふう に感じています。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:22:42	我々もいたずらにその審査期間を延ばしたいとも思っていない、いなくて、
0:22:47	きちんとした積み上げのもとでスケジュールを立てられているんだっただけなんですけれども、いささかそういうようには見えないと思ったのがこの資料を見て感じたところです。
0:23:04	さっき
0:23:06	庄司さんからもあったように、その評価が必要なものって何なんですかっていう質問に対しては、
0:23:13	新たに評価をするのは竜巻本駅だけなんですと、いうことでしたので、であれば、
0:23:24	なおさらその後、
0:23:26	長期間の期間を確保しないといけないものっていうのは限られてくる。
0:23:32	うんだと思うので、
0:23:35	細野ちゃんコンパクトにしようがあるかなと。で、
0:23:39	都築本意見ところについては、
0:23:42	前回のヒアリングの時にご説明いただいたのは、データの取得ができるのは1月ぐらい。
0:23:48	という話だったので、
0:23:51	そういう意味では、その詳細設計するように、
0:23:57	どうしてもあの後、
0:24:00	ずらさざるをえない面はあると思うんですけども、それが、ここで使用されているように、
0:24:06	5月にならない、5月の後半にならないと。
0:24:12	ご説明いただけないのかというと、
0:24:14	それなんか、前回の説明から、
0:24:17	大分後支出には気がしてますし、
0:24:24	雑益本駅だけで会合をやるよりは、八条として全体ワンセットでやった方がやっぱり、効率的でもありますので、
0:24:35	工程に直していただいた前倒ししていただければその方がいいと我々思っています。
0:24:41	5回目ロッカーの会合案1本にして、
0:24:46	会議であれば4回目の会合と、後6回エアセットの会合を入れ替えるぐらいの方が、
0:24:54	審査工程としては、
0:24:58	より早く、
0:25:02	全体像を説明していただけるのかなというコメント回答も含めて、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:07	回数を圧縮できるのかなとも思いますので、何かそういう工夫をしていただけないかなと思います。
0:25:19	どうしても
0:25:23	AA3 回で 4 回とするか、介護間で資料作成をする上で、どうしてもこれだけ時間が必要なんだっていうことであればそれは
0:25:35	プレイヤー関係が不十分なものを我々にしていただいても、やはりお互い時間を出してしまうと思いますので、準備をしっかりしていただく。
0:25:45	稗田県機関は、
0:25:47	確保していただければいいと思うんですけれども。
0:25:50	だからといっていたずらに時間を空けないですね。
0:25:53	あれを、現実的にたくさんある中で、スケジュールをもうちょっと立てていただきたいなと思います。
0:26:09	いろいろすいません行ってしまったんですけれどもいかがでしょうか。すいませんちょっとすいません私の言い方がちょっと悪かったと思うんですが評価についてはですね、
0:26:23	今のこのスケジュールに影響するというものについては竜巻の攻撃。ではありません。ただその他の評価をですね、新たにやっているとあるので、
0:26:35	そういう意味ではその評価の時間もいただきたいというところはあります。
0:26:41	そこはちょっと問題ないと言いましたけども、少し今後スケジュール的な問題はないんですけども、そういう意味では、さらに早くできるかっていうとちょっとそこはまた、
0:26:52	少し時間をいただきたいというところでもあります。我々としてもですね今までの遅くなってしまったというところもあってですね、今回も出させていただいた第 11 条のところですね。
0:27:04	他の、やり方ですねちょっと変えまして、今回資料提出させていただきますがそれをベースに、
0:27:12	今回のスケジュールですね、ある程度その、
0:27:16	考えてですね、3 資料作成する時間とかですね、そういうものを含めた形で
0:27:23	作り直したという工程になっております。確かに効率的父さんがおっしゃられた通り効率的なところはそうなるかとは思いますが、我々としても、
0:27:36	今まで遅れたというところもあるのでそれに対してですね、確実に実施できるという工程ということで、スケジュールを立てさせていただいたところは、
0:27:47	いえ、今日はこの工程だということをまずすいません。
0:27:59	規制庁があるわけですが、今の所有者のお話の中でその他の評価ってという言葉でしたっけその他の評価ってどんなものですか。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:09	現象です。例えば、今ですと前回も来ていただいた航空機落下とかです。新たに、
0:28:19	今日はもう、
0:28:22	書いてあったものを、それを評価するとか、はい。そういうものもございますので、それは進めています。
0:28:31	空気があつて、多分そんなに時間がかからないと思うんですけどその代表で話をさせていただきました。それ以外に何かあるんでしたっけ。
0:28:47	ありました。
0:28:49	と、そういう考え方があるのであれば、整理していただいて、ご提示していただければなというふうに思いますね。はい。
0:29:03	通そイトウが最初の方で話をしていましたけれども、次回の第3回の会合でやりたいと思ってる進入防止だとか安全機能とか、
0:29:20	受入管理とかって話ですけど。
0:29:23	これって本当に確認する内容って少ないと思っているんですね。
0:29:30	これ一この審査会合するまでに、来年のこの1月の下旬ですか。
0:29:37	こんなにその時間がかかるっていうのはやっぱり、わからないところがあるんですけども、これはどういう考え方で、
0:29:46	第3回
0:29:49	に、
0:29:51	この三つの、
0:29:53	たまです。やろうという考え方なんですかね。
0:29:57	そうは簡単だと思ってる。
0:29:59	だけどこんなに時間がかかるのはなぜですか。ということなんです。
0:30:11	終わりました。結局ですね、積み上げをしっかりと、
0:30:17	JAの中で考えていただいて、説得力を持って、この時期にやりたいんです。というのを、
0:30:25	説明いただきたいと思います。
0:30:29	はい。
0:30:34	じゃ、僕もちょっと疑問に思ってる。あと確認したいところなんですけど、最初は、
0:30:42	そう簡単ですけど、これによる計算、読み横へ返済横の紙ですけど、
0:30:49	これ間違いですね。第1回の審査会合って。
0:30:53	左っかわに書いてありますけど8月24日ってあるんですけどこれは何でしたっけ。原子カシヨウジです。すいません。先ほど最初に説明させていただいて、週の初めの日を書いてございまして、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:04	久我筒井立入部署でございますが、公衆についてもですね週が初めは11月6日なので、はい。中の初めの月曜日を書いています。
0:31:16	ちょっと小草野生命が青い線ではないんですけどそういうことかなと思って見てみたんですけど、8月に4日って向こうなんですよね。
0:31:30	すいません。これは多分、一条です。
0:31:37	伴わかりました。こういうところから、もうすぎる気がしない。
0:31:45	しっかり見てるんでしょうかっていうところになってきてしまいますので、はい。よろしくお願ひしたいっていうのが一つと。
0:31:53	あとは、
0:31:55	補正はこれ、123 数えたくないんですけどいっぱい出てきたんですけど、補正が出てくるって意味ですか。
0:32:03	補正案へと減少ショウジです。はい。これはそういう意味ではなくてですね、審査会合等で
0:32:10	説明して終わったもの、例えば、第2回ですと11条、あと、92条、十七条入ればですね。はい。磯野長君に対しての補正案。
0:32:21	というもので、何ですかね、こういうものですかということで、
0:32:31	今までの確認していただいたものを反映した形で、
0:32:36	確認いただければというふうには考えているものでございますので、それ、その都度出るかの補正へというわけではなくてですね。
0:32:48	読み上げございます。我々の作業スケジュールをちょっとここに書き込んでしまして、審査会合が終わったものにつきましては、その終わった部分について、
0:33:02	補正書の案を、内々で作っておこうという目標を示したものでございます。2年なので、最終的に補正を提出させていただくのは、
0:33:13	すべての審査会合終わったということで、基本、一番上のところでは、10月の最終週ですね、ほぼ目指してございます。
0:33:23	はい、わかりました。
0:33:27	ふうん。
0:33:34	関係省庁です。そういう意味ではですね、この補正については、今の申請上は建屋ごとに分けてまして、建屋ごとに条文がそれぞれ1条から、一番北海道などところもありますが一応24条まで説明しているところはあるんですが、
0:33:50	今後ですね、今現状の条文ごとに説明しているというところもあって、その条文ごとに、中でこの建屋ごとについていうふうな、
0:33:59	切り口を変えた形でご説明しようかなというふうにちょっと考えておりますので、そういうものを含めてるんです。はい、庄司です。この審査会合が、
0:34:10	終わるごとに補正が出てくるってわけじゃないわけなんです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:15	変えるのは、
0:34:17	こんなところを、申請書変えなきゃならないって頭の整理がこの辺で終わりし、渡したいってことなんですね。わかりました。はい、ありがとうございます。
0:34:45	エムスとか、スケジュールで規制庁側から何かございますか。
0:34:59	いえ、結構ですが規制庁伊藤ですが、等では練り直したものをまた考え方とともにお示しいただけるという理解でよろしいですか。
0:35:15	原子力機構フクイでございます。承知いたしました。見直したものをですね、再度ご提示させていただきたいと思います。
0:35:24	はい藤施設長井藤ですよろしくお願いします。先ほど最初の質問で6施設の関係で、ファンド期限を定めているのかっていうことも質問していますので、
0:35:35	その点も併せてご判断いただければと思います。
0:35:39	原子力機構福井でございます。承知いたしました。
0:35:43	はい。
0:35:44	すいません減少機構、高見仲村です。ちょっと今後、積み上げ等々の評価をすることになると、理解したんですけども。
0:35:55	ちょっと最後に管理する側ですけども、現状の多分このようにスケジュールを組んだところで多分我々としても一定の圧が吉田上で、
0:36:08	この案結果だと思うんですね。その辺はちょっと一度お話をしといた方がちょっといいかなとは思ってて現状こう考えてたらこれについてちょっとこの作り方ができるんじゃないかみたいところを多分お断りいただいた方が、
0:36:22	検討するにあたって、おんなじことの繰り返しにならないかなと思うんですけども、現状の積み上げの考え方とあって、ちょっと何か、今この場でお話とかできますか。
0:36:33	例えば一つのその審査会合の前に、メンバーはその一つの議題に対して何かやりますみたいなのがもうそういうロジックになってると思うんですね。
0:36:44	で、あとはその間に前回の面談のものを入れますとか、その審査会合の前も資料の設定は中間にしますとか、多分そういう積み上げでやってると思うんですよ。この資料を見る。
0:36:58	そうなった時に、例えばその資料のセット面談の審査会合の1週間前でいいですよみたいな話があるとちゃんとその分の金額は1ポツにマルとかあると思うんですね。だからそこら辺はそういうふうな積み上げを我々としていいのかどうなのかみたいところは、
0:37:10	ちょっと確認しておくべきかなと、例えばあと面談についても、今2回、一つの審査会合の、その一つの案件で暗に火薬んですけど、これを1回聞きますと、ただし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

	その資料の準備期間縮まらないのでその面倒、一本飛ばして、要は一種面談な等を作って、
0:37:29	一発で何とかご理解いただくような形にしますとか、多分そういうことを今後やってかなきゃいけないと思ってて。
0:37:38	その辺は何かお考えとか、ちょっと言っていたいて、コメントいただいた方が、何か建設的な気がするんですけどどうですか。
0:37:50	例えば私言ったような感じから積み上げてます。
0:37:55	原則数字です。そういう意味で資料の2ページ目に書いてございますように、先ほど言った通り、今近いことですが、今までの経緯、
0:38:06	御説明については2、3回後、コメント最後に3回と。
0:38:10	ということで、考えていたところではございます。
0:38:15	そういう意味ではですね、当然審査会合の前の面、資料セットがございましてその間にちょっと面談等を入れさせて、スケジュール上ですね。
0:38:26	示させていただいておりますがその辺の確認も含めてですね。
0:38:33	運営についてはですね、ご意見いただければというふうには思っております。その場合としてもですね、そういう意味では、そうですね。説明についてはですね。
0:38:45	あまり今まで、なかなかうまくいかなかったところもあってですね確実にご説明するという意味では、2回ほど、内容についてはですねエビデンス等の中も含めてですねそれも含めて説明必要なと。
0:39:01	ということで、この回数を積み上げてきたというところではございます。
0:39:19	管理部、仲村です。なるほど。そういった意味合いだと、結構その詰めるんっていうのは、かなり現場かけ合ってくるかなとは結構思ってたですね、
0:39:31	例えば審査会合の資料セットについては、これは2週間前ってなってもこれは福間須藤っていいんですってことだそうです。だからその間に1個別のメンバーを挟むっていうのはこれはしょうがないというご理解でいいです。
0:39:52	その辺、結構律速になっちゃうところが結構あったりすると思うんですよ。だから、なかなかっていうのは、ただちょっと多分この資料上はおそらくその、
0:40:05	一般の線で引いちゃってあんま良くないのかなっていう気はしてまして例えば第3回の準備はここで並行して進めながら第二課準備とか何か対応しますみたいな感じでもそういう感じで整理すればちょっと多分ご理解いただけるような形になるかなと思いますので、
0:40:20	ちょっとそんな感じで、整理をさせていただいて、こちらからも少し説明をしたほうがいいのかと思っていて、やっぱり積み上げをするときにですね、我々がどういう資料を求めているのかっていうのが、
0:40:36	多分わからないと。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:38	何回ぐらいやったらいいのかとかですね、1 回面談して回答するのに、何回ぐらい、また菅介護介護じゃないや。
0:40:49	面談しなきゃならないかわからないと思うんですけど。
0:40:53	我々としてはですね、基準通りに、もう 100%丸呑みしてやりますって言ってくれれば、
0:41:02	何も言うことないんですよ。
0:41:05	はい。
0:41:06	ちゃんと基準をご理解した上でですね、100%飲み込みますよと、JAをやってくれるってのが前提なんですけどね。
0:41:15	その上で、我々時間がかかると思っているのは、
0:41:20	特にもうこういうでき上がっちゃった施設なので、新規制基準はあるんだけども、
0:41:27	もうでき上がっちゃってる施設設備で、なかなか、
0:41:32	対応できないところがありますってところがあるような気がするんですよ。
0:41:38	色についてはどこですと。
0:41:41	いうのをしっかりとご提示をしていただいて、その上でですよ、新規性基準じゃないんだけど、こういうことをすることによって、一定の本水準を保つことができますと。
0:41:57	処理場って。
0:41:59	こういう施設なのでと。
0:42:01	すごく端的に言ってしまうと、何か壊れたとしてもですね、5 ミリを超えるような施設がないとかですね。
0:42:10	だから、ここまでやれば、
0:42:12	十分だと考えているんですと。
0:42:15	そういう提示をしてくれると、そこを潰せばいいんですよ。
0:42:21	はい。ですから、条文ごとに、ご説明していただくんですけども。
0:42:29	基準と違うところ、1 工夫要るところっていうのをしっかりとあぶり出して、我々にしっかりと説明していただきたいんですよ。
0:42:40	はい。
0:42:42	そういうふうを考えればですよ。冒頭から申し上げている。
0:42:51	診療費とか安全機能とか、経理管理とかっていうのは、
0:42:55	そんなに時間がかからないんじゃないかと、1 回の面談をすることによって、
0:43:02	基準通りじゃないのは、
0:43:04	三つだけですと。
0:43:06	三つとも、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:07	もうほぼ、
0:43:09	基準に沿ったような、
0:43:11	対応をとるので、
0:43:13	大丈夫ですと。
0:43:15	そういうご説明してくれれば、あっという間に審査会合にわかるような気がするんですよね。はい。あとはそのうちの仲野委員事前に説明とかね。
0:43:25	そういう時間もあるので、そこら辺考えながらってことになるんですけど。
0:43:31	はい。積み上げをするときの一つの目安にさせていただければと思います。うん。
0:43:50	繰り返しになりますけど、基準をしっかりとね、ご理解していただいた上で、
0:43:59	はい、基準通りやらせていただきますって。
0:44:03	そう言ってくださいね。
0:44:05	ちょっと不安なんだけど、こういうふうに考えればね、これは基準通りじゃないかみたいだね。ところが、
0:44:15	そこはやっぱ、しっかりとご提示していただいて、審査させていただければと思っていますので、
0:44:25	はい、お願いします。
0:44:34	電話は、
0:44:36	火災対策の資料の方に入っていきたいかなと思いますが、よろしいでしょうか。
0:44:44	そうですね。ご用意いただいている事情火災対策の方の資料について、
0:44:55	簡単でも構いませんので、ご説明またご説明の方よろしく願いいたします。
0:45:05	これ、職権消去ショウジです。はい。それでは、資料に基づきましてですね、ご説明させていただきます。
0:45:15	少し資料の前段についてはですね、審査会合の説明ということで、法律上、またスケジュールを見直した通りですね、合わせた形で修正させていただきたいと思いますので、
0:45:30	思います。
0:45:31	資料の6ページについてはですね、1回ということがもう各条文、
0:45:40	技術系の条文9条11条12条17条ということで保守、6ページの星取表ば該当する条項のですね、保守投票ということで、建屋とした18建屋ございます。それぞれ、
0:45:55	該当するかしないかということでまず工事があるかないかということで、この条文に関しては踏んじらない。
0:46:01	もの。
0:46:02	あとは、丸新設設備があるもので、あとは既設のものであるは、申請対象として説明するものということで、いる機能でございます。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:15	対応しているものでございます。これに基づきまして後ろの資料になっていること になります。あと、これについては別表の方と、
0:46:25	こちら見なおしておりますので、そちらにはうちになってます。
0:46:30	実際第 1、11 条の適合説明でございますが、8 ページからになります。構成として はですね事業変更許可書の本文の記載がございますので、さらに次のページ前 後の記載ということでまず許可書の記載を、
0:46:47	載せてございます。で、10 ページ以降ですね 11 条について技術基準の要求事項 ということで、また、ということで 11 条になります。11 条の降雨を基に分けて記 載をしております。
0:47:00	経済事業の第 1 項ということで、表現を記載しましてそれに対する、
0:47:06	技術基準に適用される、どういうふうに対応するかということで設計方針の方記載 しているものでございます。
0:47:14	まず 1 条につい 1 項についてはですね関方針としましては当然同じ、次、自動火 災報知設備を設ける設計ということ。あと、検知する区画ですね。
0:47:25	設定して、消防法に基づいて感知器並びに火災受信機を設置するということをし て、冬になります。これらの関係警報についてはですね。
0:47:39	桧垣節の方で管理する管理機械棟というところの立ち上げをしてございますので そこにQST火災受信機というのがございます。さらにコストの警報は警備所及び 北門警備所の方に、の、
0:47:53	監視盤に接続するということで常時監視してますということを記載してございま す。設計方針としております。火災報知風発行時ですね。
0:48:03	競技場時間いるというものではないんで、施設管理者が施設担当者に指示する ということで、
0:48:11	夜間についてもですね、勤務時間外夜間については、常時監視いう、警備所で常 時監視ということで、行っているということで管理者からの連絡で、
0:48:21	召集して、3%については 60 分以内に職種消化できる設計としております。
0:48:31	その他ですね人が接近して消火できないものについては、ガス消火設備を設けて いるということ。これについてはですね、電源がなくてもですね、手動でできると。
0:48:41	いうことになってございます。当然ながら消防法に基づいて設置していると、いう こと。あと行い症候性についてもですね、整備距離は 25 メーター以内に設計してい る。
0:48:51	いう、そういう、あとは屋内消火栓についても、40 メーターという使用可能配置をし ていると。
0:48:57	いうことになります。
0:49:00	後になります。12 ページについてはですね、11 条第 2 項になります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:07	この設計方針としてはですね。
0:49:10	保証損壊、また以上の創造により安全性に注視し窯業放送ではないということで、日本消防検定協会の検定品を使っています。使えますと。
0:49:21	ということですね。消防法に基づいて、設置しているということで、それぞれ熱感知器とかですね煙感知器、佐藤警部については、
0:49:31	警部については警備所に接続するということで常時完成しますようになってございます。あとは非常に
0:49:42	火災受信機についてはですね非常に奪っているよう内蔵しているということで、
0:49:48	提案、安全、故障があってもですねアンゼンガワニ火砕物が発せられる設計ということで、設計になっているということになります設計方針としてはなりません。
0:49:59	これは 29 項になりまして、第 10 条 3 項については 13 ページにあります。これについてはですね、
0:50:07	不燃性または難燃性材料を用いるということになりますので、設計方針は、
0:50:13	可能な限り、不燃性または難燃性材料使用するということですね。
0:50:19	購入なる箇所については、耐火性耐熱性を考慮した材料を設計すると。
0:50:24	当然既設については、
0:50:27	いえ、
0:50:28	既定機器、電気設備とか機械器具の廃棄施設とかについては不燃材の代理を設置するという事です。
0:50:35	あと建屋全体についてはですね火災区域としてですね、火災を検知する区域が設定しておりまして、
0:50:44	影響を最小限に抑えるということと、また買い持ち込みですね、可燃性の持ち込みについては最小限とすると。
0:50:52	ということになります。
0:50:55	あとは管理区域内についてはですね、総観場の可燃物については、神田金属構成の蘇武家を有する保管等に集合すると。
0:51:06	次のページに進んでおりますがその火災区域内の指導については、管理を行うということで、距離を確保して、
0:51:16	消火栓こそ操作にも影響がない。あとは、避難通路の確保というふうに設置する設計とすることにしております。
0:51:26	そうか、関連性なぐらいですね、交換する場合には、貯蔵量最低限ということで漏えい防止対策を講ずるとか、関連生活を使用する場合には、烏森建築を設置する。
0:51:36	ということで早期に対応するという設計になってございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:51:41	135 ページに進んでですね、あと否定、落雷によるものについては平石家資料からの高さ 20 メーターを超える建物、排気塔、または、
0:51:52	周辺の中で最も高い建物につきましては、建築基準法に基づいて東を設けるということで、落雷による火災防止、発生を防止するというふうにしております。
0:52:06	それと安全性ということで、遮へい機密事項の機能施設設備についてはですね、設備ごとに口語体を対象設備を選定しておりまして、その施設ごとにですね把握と。
0:52:19	行いまして、可燃物が少子少子。
0:52:22	減少した場合でも、障壁の守る健全性を指すということで、影響を与えない設計としております。
0:52:33	11 条のですね、4 項 5 項についてはですね、これについては管理施設では水素の発生の恐れがある放射性物取り扱いということで、ほぼ四条工場については該当ないと。
0:52:47	17 ページについてはですね、片側に関する基本方針と、
0:52:52	ということで、先ほど決定を受けましたが、
0:52:56	可能な限り、不燃性難燃性を使用するということと、焼却処理、初期装置がございますので、これについては済生会ですけど、代表。
0:53:07	また自動火災報知設備をですね、設けるということで火災を早期に検知し、消火を行うために設けるという状況でございます。よろしく申し上げます。
0:53:19	生田目委員。
0:53:26	それでは一旦は規制庁の笠田です。規制庁からのコメントに移りたいと思います。
0:53:43	個人が入るんですけど、管理施設、終わりの管理施設は、いろんな施設があると思うんですけど、その耐震のクラスでいうと、
0:53:55	1 年しかないってそんな感じですか。
0:54:00	そうですね。そうですね。吸わないんだと、ということですね。
0:54:04	Bクラスの施設設備っていうのは、
0:54:08	結構あるんですか、活動して。
0:54:14	はい。大きなところの建物で言いますと、お答えする。最初にこれから 1 から、
0:54:25	18 でしたっけ。とても 7 番、七番。
0:54:34	その前に、五番、五番。
0:54:38	金教員、本当はその部分的なところですね、建屋全体というよりはそのセルとかそういう方がもう、
0:54:45	⑥番、1 体処理と 4 ということになるんですが、建屋自体は耐震Cなんですが、伊勢がございまして、こちらBなるほどとかですねそういうものがございます。例えば大きいのは五番と六番。はい。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:02	12本、確かそうですね12番の建屋は、しななんですけどもその保管するところについてはBというのがございます。ふうん。
0:55:14	僕もし、
0:55:16	いいね。そうですね。
0:55:18	ふうん。
0:55:23	これはよーくそのJAの方でも考えていただければと思うんですけど。
0:55:28	10ページのところで、
0:55:32	基本方針っていうふうに書いてあるじゃないですか。はい。
0:55:39	これだけ見ると、PもCもうなんか一色単に何か考えられてるように見えるんですよ。一番最後のところ、なお書きで、そのBCクラスのみであることから一般産業施設等々のっていうふうに書いてあるんですけど。
0:55:57	式にはね、富士わーまだこの一般産業っていう考え方って、
0:56:04	取れると思うんですけど。
0:56:06	Bはやっぱりちょっと違うかなっていうふうに思っています。ここはなんでBも、
0:56:14	Cと一緒にいいんでしたっけっていうのはご説明いただきたいなど。
0:56:19	思いますし、
0:56:21	私個人の考え方としてはですね、びびって、やっぱり一般産業プラス原子カスペシャルっていうのが、
0:56:31	何か、
0:56:33	いるんだろうな、一般の人って。
0:56:37	BとかCとか知らないでしょうけど。
0:56:39	も何か思うんだろうなって気がするんですよ。はい。
0:56:47	率直な話として、これはどう今考えられてるんでしょうか。技術士一緒に、一般産業ってなってますけど。
0:57:04	現職ショウジそういう意味ではですね
0:57:09	最も適切というところもあって、
0:57:13	自動火災報知設備については当然ながら、全部すべてついています。
0:57:18	便座がその特殊なその先ほど言いました成分とかですね、災害については当然ながらこの人が行けないところがあるんでちょっと特別なそのガス消火設備とかですね、それは当然受けております。はい。
0:57:32	そういう意味ではその表現自体がですねちょっとそれは一緒に記載しているところはございます。そういう意味では
0:57:41	特別なところについてはちゃんとせ整備をしているので、それはもう明確に記載のほうは、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:48	見直しさせていただき、そうですね、特別なところというのは、やっぱりその特定をしていただいでですね、説明が要ると思うんです。はい。僕も申しあげましたけど、
0:58:01	Cクラスについては、それはもう一般産業施設でいいと思うんですけど。
0:58:08	Bクラスについては、まず、ある。
0:58:12	べきだと、JAとしては考えてると、一般産業プラス、
0:58:19	ここまでするんだっていうね。はい。
0:58:25	そこはちょっと考えなきゃならないところだと思うんですね。
0:58:30	すごく単純な例を申し上げると、
0:58:34	消防法とか建築基準法ではですね、そのかんじきなんで、1個ついてればいいっていう話だったと思うんです。
0:58:45	原子力施設については、後実用炉の火災防護基準でありますけれども、
0:58:52	2種類の、その感知器をつけてくださいって言ってるんですね。
0:58:58	原子カスペシャルなんですよ。
0:59:02	うん。一番厳しいのは、原子力施設の火災防護基準かなと思ってらるんですねあ る%やれば、
0:59:12	Sクラスに対しても、OKな基準なんですよ。だけど、管理施設は、ケースはない、BがUpperですと、シェアどこまでしましょうかっていうのが、
0:59:29	頭の悩ませどころ。
0:59:32	説明していただく。
0:59:34	ランクかなって、まず一つ思いますね。はい。はい。
0:59:40	そういうところ何か説明してるところはありますか。
0:59:48	Bはこうします、Cは、これ書いてあるかと思うんですけどね。
0:59:54	もう結局ショウジです。そういう意味ではそこをそのPC、Bに飛ばした説明というの はちょっとこの資料。そうですね。はい。
1:00:05	そこはちょっと見直しをしていただいでそうですね。
1:00:08	はい。
1:00:15	悩みどころだと思いますねこれあの、
1:00:19	順化県の処理場も、
1:00:22	ずっと同じことにするので、
1:00:26	向こう等、
1:00:27	話をしながらですね、じゃあ何が原子カスペシャルBについては必要なんだろうっ ていうのを、
1:00:35	考えてもらったらいいと思いますねえ。
1:00:41	はい。すいません。冒頭言っちゃいましたけど、
1:00:45	中澤君。同じことでもいいからさ、指摘をしてください。はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:02	まとめて谷津委員じゃない。はい。うん。
1:01:06	あるパーフォレットあるかどうか申し上げたことと、重なってしまったと思うんですけども。
1:01:11	まずはフィーグラークラスを増があるっていう方針説明いただいて、
1:01:18	事は重要かなと思っています。
1:01:21	その上でですね、火災防護審査基準を参考にされると思うんですけど。
1:01:28	パーク債をお示しする基準に完全には、うん。何ていうんでしょう。二階であることそのまますべてできる。
1:01:37	ていうわけでもない。
1:01:39	思いますので、審査基準から外れるところ。
1:01:45	表方針から外れるところ。
1:01:48	については具体的にどういう方法とって、火災対策の面で安全性を確保するっていうのはちゃんと説明いただいた方がいいかなと思っています。
1:02:10	実はですね。了解いたしまして、Bクラス申し上げますまずはそういうところはどういう区分で分かれてるかっていうのをまず示した上で、方針の方、
1:02:25	火災防護審査基準ですね、まさに最もですね、
1:02:29	具体的な機器できないところについては、そこを中心に説明ということで、資料の方は見直させていただきます。葛西郷基準は、すごく細かく厳しく書いています。はい。
1:02:42	なので、さっきも言いましたけど、
1:02:45	Bクラスを考えたらね、じゃあ、どこ。
1:02:53	使えばいい、使うっていうか、適応させるっていうそういうところから、
1:03:00	整理ができたらいと思うんですよ。
1:03:06	Bクラスはこうあるべきって、
1:03:09	管理施設で、まず大方針作った上でですね。
1:03:16	Bクラスのセルなんだけれども、
1:03:19	精度は放射線環境が厳しくて、
1:03:23	感知器つけられないんです。
1:03:27	本来つけなきゃならないんですけど。
1:03:29	JAの考え方としてはね。
1:03:32	だけど、そういう環境条件から付けられないんだけど、こういう対応をするから、
1:03:38	手の保安水準。
1:03:41	保てると思いますので、
1:03:43	いいですか、っていう説明になるのかなと思いますね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:01	先生規制庁ナカザワです。ちょっと関連して新推奨の記載 2 になってしまうんですけども、申請書上ではですね実は火災防護審査指針。
1:04:15	そのうち安全委員会が作った指針を参考にするというふうに書いてありましてですね、規制委員会が作成した火災防護審査基準。
1:04:28	の方になっていないので何か理由がするんですか。
1:04:34	吉井委員支障なければ新しい火災防護審査基準の方で、を見ていただいて、ご説明いただいた方がいいんじゃないかという点での、
1:04:46	質問です。
1:04:57	よろしいですか。それはちょっと確認させていただきました。よろしく願います。
1:05:06	付け加えてですけど、もし仮に血糖、もちろん旧指針と新しい基準で要求事項が違ふと思います。
1:05:15	もし仮に、旧指針の方が厳しいことを言っていて、それを採用したいということであれば、
1:05:24	そこを加えて説明していただいた方がいいかもしれませんので、その結んでもご検討いただければと思います。
1:05:37	延長し、その辺は、きちんとちょっと確認させていただいて、
1:05:44	またご説明させていただきます。はい。よろしく願います。
1:05:52	続けて規制庁の赤沢です。ちょっと資料構成に関する事で、連絡お伝えしたいことがございまして、
1:06:01	ちょっと
1:06:03	資料を見さし全体を見させていたきたいんですけども。
1:06:06	えっとですね、必要な上でもですね、今後補正、補正の段階で、具体的に申請書にどのように記載が入ってくるのかというのが、
1:06:16	仕様書をよくわからないというところがございまして、
1:06:20	それを明確にさせていただくことって可能でしょうか。
1:06:39	そういう意味でおってですね今回資料作成をしておりますが、基本的に
1:06:47	今修正しているものについては蒔田渡ないところがございまして、基本的にはその課長さんの方針についてはですねその推薦のみを記載する。
1:06:58	そういうふうには考えております。
1:07:01	その上ですね、
1:07:04	ほぼ記載しなきゃいけないかなというふうには考えておりまして、そういう意味では 6 以降で最後、66 ページですね。
1:07:15	そういう方です申請書の記載ということでこの下線についてはですね、あなたが今申請書に記載してないものでございまして、新たに、この破線部分を追加する、ほぼ、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:07:28	追加という形にはちよつとなつてゐるんですけども、形としてはこういう形で今考えています。
1:07:36	66 ページの下に書いてありますが、申請書から追記修文する文章ということで追記も含めてですね修文を含めて、申請書の中にはですねこういう形で記載。
1:07:47	縮小というふうになつたのはこういう、
1:07:49	こういうものでございまして、これは提案の方の説明の方が反映されてゐるものと、なるほど。
1:07:58	そういう意味では、
1:08:04	分析する部分。
1:08:09	下線を引いてあるやり方って、書類上もそうだったかなって気がしてゐるんですね。
1:08:17	処理上どうだったかわかんないんですけど。
1:08:20	この、
1:08:21	説明資料上、例えばこの 10 ページぐらいから始まる。
1:08:28	技術基準との適合みたいな。
1:08:31	部分ですけど。
1:08:36	ここで語っていることが、実は申請書には書いていないんです。ここで語っていることは、
1:08:47	今後補正で追加しなきゃならないことなんです。結局アンダーラインを引いて、
1:08:54	もらえると。
1:08:55	さらにわかりやすくなるかなっていう感じもするんですね。
1:08:59	基準適合に対して、
1:09:02	こういうことをしますと、JAさんはおっしゃるんですけども、実は申請書には書いてないんです。アンダーラインの部分は、みたいなね。
1:09:13	そういうふうにしていただけると、基準適合と、これから追加しなきゃならない部分というのは、
1:09:23	用意して分かるかなって感じがするんですねえ。
1:09:27	症状してなかったかなあ、どうだったかね。ふうん。こちら、そうですね。説明資料の中で、
1:09:36	そうなんかアンダーライン引いてなきゃするんですよ。だけどね、あそこも何回も面談してるから、前回からの変更箇所ですみたいなね。それで、アンダーライン引いてるところもあるんですけども。
1:09:52	なんかねそうしてもらった方がいいかなあ。
1:09:55	ううん。
1:09:58	基準適合の部分で、これから補正で追加しなければならない。
1:10:06	部分っていうね。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:10:08	書記以上下線引いてますね。
1:10:16	なので申請書にもともとあったところと
1:10:21	介護でやりとりを踏まえて追加をするに至ったものが明確に差別をして区別をします。
1:10:31	この
1:10:32	番号を追加しないと、基準という、なりませんっていうのが、そうすると一目でわかるんですよ。
1:10:42	はい。
1:10:44	そういう意味では
1:10:48	6 ページみたいな形で、全体的な風になるかもしれません。そうですね。そうですね。わかるようにですね、記載します。
1:11:01	いたします。
1:11:08	先生で 66 ページにこの表の関係で、すみませんちょっと一つしたいんですけど。
1:11:14	これ、申請書の構成はですね、建屋ごとになっている関係上、
1:11:21	そうですね、計画編ですかね。
1:11:24	同じような記載が入ってくるかなと思っているんですけど、ここに書いてあるものは、
1:11:32	すべての辺に返ってくるものなんですか。
1:11:36	建屋によっては、ある一部分だけ入って、
1:11:42	そこは入らないとか、そういう中であるのかなっていうのはちょっと気にしています。
1:11:48	助教東海林です。そういう意味ではですねこの記載については全体的な国の記載をすみません説明を入れております。
1:11:56	それでその建屋ごとによってですね当然あるものが違ってまして、基本的には葛西小施設についてはすべての施設にはなるんですけども、例えばその 76 ページ。
1:12:08	とかですね、これガス消火設備の記載がございますがこれについては当然あるところないところっていうのが、ここにありますので、当然その設置する建屋のところの記載等が入ってきます。
1:12:20	ないところではないと、それはもうおっしゃる通りですね、建屋によっては、そういう記載になります。ただこれ、いますのでこの資料についてはですね全体的なもの。
1:12:32	すべての設備の方書いてございますので、
1:12:35	建屋ごとに分けるとそういう、
1:12:37	各硬さも該当するものないものっていうのは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:41	はい、わかりました。括弧で、また違う名前が書いてあるところはないということに、2月を書いておりますが、よろしいですか。はい。はい、ありがとうございます。
1:12:54	規制庁イトウですけども、今のご説明ですが、やっぱり66ページから始まる乗馬整合の表を見ても、
1:13:05	そういう前提で作られた資料なんだっていうのはわからないんじゃないかなと思っ ていまして、フルスペックというか一般、
1:13:17	適。
1:13:18	なお、対応というのを
1:13:24	書いたものなんだっていうのを、まずは、
1:13:27	冒頭で少しわかるようにしていただいた方が、いいのかなと思っています。
1:13:37	で、ここの建屋ごとに違うんだというのがわかるようにしていただいた方がいいか なと思いますが、いかがでしょう。
1:13:49	はい、兵頭原子カショウジです。はい。川野瀬野です。確かにフルスペックの記載 になってございますので、それ、その表記わかるような記載をするとともにですね、 あと該当するしないというのがありますのでそれはわかるように、さらにちょっと明 確化したい。
1:14:05	した資料に修正いたします。
1:14:11	以上です。ありがとうございます。よろしく申し上げます。
1:14:23	つけては、規制庁の岡沢です。同じ表についてなんですけれども。
1:14:31	左側の却下書の記載で、本文と. 5。
1:14:38	もう、記載いただいておりますが、店舗の中にまとめ資料配布が入っていて、結構 細かい、ちょっとかなり話をされたことが、
1:14:49	と書いてありましてそことの整合を見なきゃいけないかなというふうに思っておりま す。
1:14:56	ですので、下表の最後の方ですかね、のところにまとめ資料つきまして、申請者の 記載と回避できる。
1:15:08	非常に作っていただければなと思ってるんですけど、いかがでしょうか。
1:15:19	これあれなんだよね。言語の中2.5の一つとして、
1:15:25	今までまとめ資料が入っちゃってるんですよ。お茶なんですけど。
1:15:32	許可でも約束しちゃうんですよ。これやりますっていうね、曾田から。
1:15:39	整合をやれて言ったのをちゃんとやってくれますよねっていうの示してもらって いうことですね。そうですね。はい。
1:15:52	別に縮小し、まとめ資料等がございますので、の整合性ということで、こちらについ ても、記載をちょっと考えさせていただきますけれどもそれがちゃんと適合してると いうのがわかるような資料。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:16:07	見直したいと思います。はい。よろしくお願いいたします。
1:16:14	規制庁のイトウですけれどもちょっと経緯的な確認という意味で質問させていただければと思うんですが。
1:16:20	手続き大差くに関わる設置が事業変更許可のときに、
1:16:27	まとめ資料で、書き過ぎていたところですね申請書として、これは落とす、業務処理をされていったと思うんですが、その火災の部分は、
1:16:40	申請書として必要だから残されたっていう理解で。
1:16:46	正しいんでしょうか。
1:16:50	お笑いからイマイですが、
1:16:53	よろしいでしょうか。はい。
1:16:57	はい。まず、前回5月に許可いただきました変更許可の際は、その変更許可の中身が竜巻に関する変更であったと。
1:17:11	いうことから、今回その竜巻に関する部分のまとめ資料については、落とさせていただきまして、別途補足説明資料とさせていただき、
1:17:22	本文添5の記載を整理させていただいたというのが、変更許可の範囲でございますので、その他の、
1:17:32	記載ですね、火災等については、別途その際の変更許可をする際にということで、
1:17:42	まとめ資料から落とさないという形で整理されたと。
1:17:49	いう形でございます。
1:17:52	規制庁の井藤です。
1:17:56	ちょっと私もそのやりとりがあった管理、不在にしていたので、正確なやりとりを承知していない部分も、
1:18:05	あるんですがそれも、それはもう、
1:18:08	規制庁とのやりとりの中で、そういう認識合わせをしたっていうことなんですかね。
1:18:17	はい。原子力今井です。はい。当初、まとめ資料全部落とすみたいなお話もございましたのが確かに事実でございまして、ただ、
1:18:28	そのあとの面談を通じて、今回の許可の広範囲はというところの整理から、竜巻のみ、まとめ資料は落としたという形でございます。
1:18:43	そういうことですか。そうするとですね
1:18:49	伊藤ですけれども、もう1点気になるのは、
1:18:53	今回は、
1:18:54	火災対策について、5の、
1:18:58	まとめ資料のところの許可整合に入れるべきって話をさせていただいたんですが、
1:19:05	その他津波対策以外の各条文も、同じ話がいえるってことですよね。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:19:14	許可制は、ある意味作り方として、
1:19:19	機械、原子力Msは五つの島になります。
1:19:24	はい。規制庁いただく状況はわかりました。ありがとうございます。
1:19:53	ナカザワです。それはちょっと一旦、出演いただいた技術基準への適応能関谷氏になってですね。
1:20:03	戻りたいと思います。
1:20:14	ワンツーですね、JAとPDAと 10 ページ目なんですけれども、ですね。
1:20:22	上から 3 行目の後ろの方から始まっているところですけど。
1:20:28	消防法に基づき、かんじき及び火災自主領域を設置する。
1:20:37	大変書いていただけてますけれども、
1:20:46	えっと火災防護対象設備をすべて監視できるかどうかというエビデンスが必要かなと思っておりまして、
1:20:53	後ろの方に資料を見ても特段、すべてカバーできるっていう根拠はないように思いますので、
1:21:05	別途、
1:21:08	すべて政策を次の資料に無理だとは思いますが、エビデンスが提出が必要となるということを、に認識いただければと思っております。
1:21:27	規制庁伊藤です。少し補足をさせていただくと、
1:21:32	火災は感知器には有効範囲があると思いますので、
1:21:37	火災本区画ですね、区域区画に、
1:21:42	設置した感知器が、ちゃんと区画をくまなくカバーできているのかっていうのわかるエビデンスをしっかりとつけてくださいという意味です。
1:21:58	中小企業ショウジです。その辺はですね以前、審査いただいた火災報知器新たにつけたところございますのでその考え方はですね、に基づいて、当然その乾式には当然、
1:22:13	これ面積に対して何かをつけなさいってということでございますので、その辺が説明できるような資料を準備いたします。
1:22:22	はい。よろしく申し上げます。
1:22:26	続きまして、5-80 ページ目の最後のパラグラフのところなんですけど、一番上の行。
1:22:38	要員括弧保安活動を実施する者が監視できる設計というふうに書いてあるんですけど、この要因って具体的に、
1:22:49	同じような立場の人になるんですか。藤職員に限られているのか、それと、何で昇給所に詰めている警備も含まれているのか。
1:23:00	経験をちょっとお聞きしたいんですけども。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:23:07	宗教ショウジです。はい。まずこの 1 行目についてはですね、勤務時間内っていう話をして、
1:23:17	おりまして、当然そのときは、良い人がいるというところで施設管理者が、
1:23:24	施設 45 万ということで要員についてはですね、まずここで廃棄物管理、管理しているところの、
1:23:34	職員、
1:23:38	あとその何ですかね、細野体制が当然その現場として体制を組んでおりますので、それについては
1:23:47	役務も含んでですね、その設備を運転しているものをということになりますので、職員会議しているというわけではないんですけども、施設管理というのは、
1:24:00	契約上その運転上もお願いしているものも含めてですね、対応するというものでございます。
1:24:09	ありがとうございます。
1:24:14	職員でしたら何て言うんでしょう、委託業者さんになるんですかね。へえ。
1:24:21	不在のときもうちはあると思うんですけどその位。
1:24:26	はどうなってるんでしたっけ。
1:24:30	事務長表彰実績というのを時間外というか増ですかね。はい。はい。時間外についてはですね、長時間していることで、火災自身の警報が出た場合には、北門警備所。
1:24:45	の方にも発表することになっておりまして、
1:24:48	あそこは常時して参りますので、そこからですね施設管理者のですね、に連絡が来ます。
1:24:57	その時点で実際現場に向かって対応するということになるんですが、それがいろいろ
1:25:06	通報訓練等をですね、実施して実際確認をしておりますが 60 分以内に、
1:25:12	必ず人が行って、職職が可能できる状態、人的な監視に変わると。
1:25:19	いうことを言っていると。
1:25:24	つまり軽微か。
1:25:26	火災を、火災報知機が鳴ってから 60 分以内に初期消火を始めるっていうことですかね。
1:25:35	連絡の取り方を行って、実際その担当の方が出席して消火を始めるにですね。なるほど。ありがとうございます。
1:25:56	担当です。続いてですけど 12 ページの方に行きたいと思います。
1:26:03	最初のパラグラフの藤産業ですかね。ここではですね。
1:26:14	消火設備が城野佐渡により、廃棄物管理施設の安全性に影響がないように、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:26:22	日本消防検定協会の検定品を伝えますというふうにおっしゃっていただいていることを思いますが、
1:26:31	心底品だからいいんでしたっけという素朴な疑問がございまして、検定比、
1:26:42	であるから、何であれば大丈夫なビルっていうのは、理由というのはいちよっと思していただきたいなと思っております。
1:27:00	はい。そういう意味ではそうですね日本決定を検査を受けて認定を受けたものだという事ではあるので、
1:27:11	これについてはですね、説明できるように増設社の資料の方は、補強したいと思います。お願いします。
1:27:29	規制庁の糸井ですけれども。
1:27:32	今の中澤からの質問で、
1:27:36	例えば、消火設備とケア設備それぞれ分けて考えていただいた方がいいと思うんですけれども。
1:27:43	消火設備がどういふその保証損壊以上異常作動を起こすのか、起こした時に、
1:27:52	ここの同対象の機能になぜ影響を及ぼさないのか。
1:27:58	という観点で、を教えてくださいなと思っております。
1:28:05	検定品かどうかっていうのが重要だとあまり思っていないで、なぜ影響しないのか教えて欲しいと思っております。
1:28:17	尾藤原子カシヨウジはいい。その辺は理解いたしました。事務局が説明できるようにしたいと思います。はい。それからイトウ規制庁イトウですけれども。
1:28:28	傾向設備の方は、
1:28:31	その下、一番下の方が良いですかね。男性等の負傷にあってはっていうのは、
1:28:36	多分、
1:28:38	具体的な故障の例だと思っておりますけれども
1:28:42	で、男性はわかったんですが等。
1:28:46	ていう他にどういふことを想定されてるのかっていうのわかるようにしていただければと思っております。
1:28:55	はい、原子力の荘司です。
1:28:59	はい、了解いたしました。これについては説明させていただきます。
1:29:06	それから先生についての言ってしまうと3行目から、下から4、5行目ですかね。
1:29:14	製造する設計とするまでの御説明は、
1:29:20	大野 1 小白木の方で説明すべき内容のような気がするんですけれども。
1:29:28	いかがでしょうか。
1:29:43	保証総会等の関係はあまり話していないような気がするんですが。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:29:53	映像検証表ショウジです。はい。そうですね。ターゲットは1件についてはですね、再度情報ですね。
1:30:03	ちょっと要求事項を確認して、適切な場所に記載するということでちょっと判断させていただきます。
1:30:10	はい。見直していただいて必要があれば再構成いただければと思います。
1:30:18	承知です。
1:30:27	それからすみませんちょっと戻って10ページ目のところなんですけれど。
1:30:34	さっき城次官。下から2行目の常時監視っていうのは、感知器警報器による監視なんだっていうふうに、
1:30:43	おっしゃっていたと思うので、それがわかるようにしていただいた方がいいのかなと。
1:30:48	思います人による監視員を意図してるんだっいたらいいんですけども。
1:30:54	ちょっとそのこの区別がわからないなと思ひまして、あと保安器系が運用の話をされてるので、それは保安規定下部要領で約束をされるっていうことなんですかね。
1:31:13	現職の東海林です。はい。そうですね。これについては以上になりますので、
1:31:19	進行は、下部規定は保安規定に定める下部規定の方で定めるということになります。先ほど言いました常時監視についてはこれ警報ということになりますので、そこ分かるように記載いたします。
1:31:32	規制庁伊藤です。ありがとうございます。全体的に保安規定下部要領との関係がわかりにくい点が多いかなと思うのでそこはちょっと全体的に、
1:31:44	をさらって確認いただければと思います。
1:31:50	はい。はい。確認いたします。はい。
1:31:56	よろしく願います。
1:31:58	ではすみません12ページの方でまたお伺いしたいんですけども。
1:32:04	1から4、4ですかね。
1:32:10	火災感知器なんなんですけれども、ガスは、蒸気が発生する場所は熱感知器、それ以外の金融感知器を選定するっていうふうにかかれていますが、
1:32:24	2種類併用してるようなところであるのでしょうか。
1:32:29	それとも、どちらかだけですか。
1:32:34	結局ショウジです。そういう意味では、併用しているところはなくてですね、どれか1種類ということになります。
1:32:43	ありがとうございます。
1:33:15	そうです。そういう意味では38ページに書いてございますが、熱感知器の種類が当然あるので、そういう意味ではこれを、
1:33:25	資料として一緒に当然なりますけども、それを選定して、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:33:29	設置しているということになります。ありがとうございます。
1:33:52	続いてですね、ちょっと先に行きまして、14 ページ、第 3 項のところ、幾つかお伺いできればと思います。
1:34:04	2 の文章ですね、火災区域資材については、可燃物と同様の管理を行い、というふうに書いてあることをちょっとお伺いしたいんですけども。
1:34:19	これは資材が一をどのような、
1:34:26	生のものであるかにかかわらずすべて可燃物として扱って、そのあとに書いてある処理所処理装置や電気盤から距離を離すとか。
1:34:36	そういった対応をとるということで間違いないでしょうか。
1:34:41	決得院長、よろしいですか。加茂藤君。はい、ありがとうございます。
1:34:49	そう。同じ業者が何行で、ちょっとすいません、細かいですけども。
1:34:55	避難通路のことは書いてあるんですが、もちろん、火災が起きたら逃げるのも大事だと思ってるんですけど、2 を切る事項に避難通路のことは書いてませんので、
1:35:08	通信連絡設備ですかねそちらの方で書いていただいた方がいいかなと思っております。
1:35:17	ここからは載っけていただいた方がいいかなと思います。
1:35:23	庄子角田避難通路については、すみません別になりますので、この設計方針としては、はい。
1:35:36	避難通路については、ちょっと削除させていただきます。はい。
1:35:42	その 1 行はですね、放射性廃棄物の管理については、危険物、発火性の物質を除去したものを廃棄物としております。
1:35:58	ありますけれども、
1:36:00	具体的に木賃物河成のベースってどういうものがあるんでしょうか。ちょっと例でもいいので教えていただきたいんですけども。
1:36:11	はい。衛藤憲章ショウジです。これはですね、まず廃棄物発生施設なんかを受ける場合には、当然こういうものが入っていないのを確認した上で、受け入れるのですが。
1:36:25	例えば発の発火性で言いますと、油を含んでるものとかですね、そういうものは、
1:36:33	いや、一番いいのは、油を含んでるものということになります。その場合はですね管理としては、
1:36:41	当然その前提としてはその対応に入ってるというのではない状態でございますが、
1:36:47	多少でも入ってる場合には、他の廃棄ですとは違ってですね、ちょっとそこは注意表というのがございまして、管理をしているということで、基本的にはその中身に当然そういうものがないというのが前提でございますが、多少その、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:37:02	こぼれた場ぐらい増えたものとか、そういうのが含まれた場合には、別にまた、そういうのがありますという、
1:37:09	そういう管理する兵庫、きちタグみたいなものがございまして、それを、
1:37:15	くっつけて管理するということで基本的にはないということなんです、少量でもそういう、他のものとちょっと違う。含まれてますというもので、
1:37:26	管理もしているという。そうですね。一番あるのはそういう、その油とかですねそういうものになるかと。そうですね。油ですね。
1:37:36	ちなみに建設にお願いいたします。そうですね、上から出てくるのは、146号炉もちろんないことは、伝票の方で確認した上で受ける。
1:37:56	わかりました。ありがとうございます。
1:38:00	続きまして、同じページのその2行下ですかね。下記の使用の禁止に係るところでして、業務上やむを得ない場合に、理由により下記を出資をする場合は、
1:38:16	防火措置を講じます。中にありますけど、具体的に事務所ややむを得ない理由っていうのはどういうのが該当するんでしょうか。
1:38:28	ここはこれの1例で構わないので参考に教えていただきたいと思います。
1:38:34	はい。東海林です。はい。業務上やむを得ないっていうところはですね、例えば
1:38:41	なんすかね。
1:38:42	古紙修理保守補修ですかねという、当然ながらその本体ではなくてその例えばサポートの小配管のサポートとかですね。
1:38:53	そういうものを募集するために、そこ、溶接しなきゃいけないとか、そういう場合、その書きを使用する場合ですね。
1:39:03	グラインダとかも、要は削ったり、そういうもん書きに含まれますので、火花火花ですね、そういうものですね、そういうものをやるときはちゃんとそういう対策をしてやりますという、
1:39:14	になります。はい。
1:39:17	でございまして、それに決まってる項目に対してそれが該当すれば、下記のそういう対策をしなさいっていうのがございますんで、それに基づいて対応していく。
1:39:29	これも本規定。
1:39:31	計定める関係か何か決まってる。
1:39:34	何ですか。
1:39:38	フェーズ元職承知です。そういう意味ではキーを使う場合には、ちょっと手続きを行うということは記載ございますので。はい、ありがとうございます。ここ。
1:39:54	編成はウィーラーのところですね、ちょっとお聞きしたいと思います。後説明使命はあるかと思うんですけど、可燃性の暮らしを補完するところ。
1:40:08	ていうのは、具体的にどこにいたしますと。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:40:13	生徒減少競争です。
1:40:16	これについてはですね、資料の方 29 ページでございます。
1:40:26	例えばですね写真でございますが、右側の、
1:40:32	写真でございますが、左上の有機溶媒貯層というのがございます。
1:40:38	これはですね、今回新たに受け入れ施設として、説明対象施設として、記載してございます。これについて
1:40:47	いわゆる焼却、
1:40:51	いわゆる廃油ですね放射性物質の廃油んが、このタンクに入ります。それから償却を行うわけなんですけどその間、注入しておくということで、これについてβ γ 固体処理棟さん、いわゆる焼却装置が設置してある、この、
1:41:06	2、タンクがございまして、日立がまずその 1、
1:41:12	まず非常用発電機可搬型発電機にですね、それ用の燃料、
1:41:20	これがほぼなく、
1:41:23	写真は常にデータが後退するとか、秋谷にあるもの。
1:41:30	結城大庭貯槽と発電機以外にも、今日何か。
1:41:36	はい。
1:41:38	ありますか。
1:41:42	鳥飼そのところですね。
1:41:46	以外は、
1:41:48	ただ、前期についてはここ以外にもございます。はい。
1:41:53	はい。ありがとうございます。
1:41:59	29 ページから 29 ページの、エヌ・ピー・シーの件で幾つかお伺いしたいと思います。
1:42:09	ありがとうございます。可燃性ガスを使用する部屋では、ガス漏れ検知器を設置するっていうふうには書かれていますが、これ、松森検知器、
1:42:20	岩瀬節項 2 とっているものなんでしょうか。
1:42:29	ショウジです。
1:42:33	この建築については、現状は対象になっておりません。なるほどですね。
1:42:41	当間葛西ををを考える上で、
1:42:46	必要とされる安全機能があるのであれば、水利権資金を設備登録施設工認申請いただいた方が、
1:42:55	委員の方と、眠っておりますので、ご検討よろしく願いいたします。
1:43:07	ちょっと検討させていただきたいと思っておりますはい。よろしく願いします。
1:43:13	ですね先ほど伊藤からもありましたけれども、二つ目のボポツですかね、戸数シェアしない市の常盤恩田榎本線を閉止する。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:43:24	というのがありますが、これもう運用対応になるかと思しますので、本気経過規定でされる川口経過債権ある必要はあるかと思しますので、
1:43:40	あそこもよろしく願いいたします。
1:43:45	建設局です。
1:44:21	先ほど説明をこちらから決めてしまった部分からさ、ちょっと先になってしまうんですけども。
1:44:28	研修会 20 ページで、最後対象設備の選定の考え方を示していただいておりますが、
1:44:41	ですね、ちょっとこれを拝見して気になったのがですね。
1:44:46	対象外大変になっている設備では、具体的にどのような設備なのか、これですべて書かれているわけではないですよ。そこはちょっと確認なんですけれども。
1:45:07	抵当権指導助手です。
1:45:11	はい。これについてはですね、
1:45:17	公益設備ですね
1:45:23	この最後の一番右側のですね廃棄物を保管または貯蔵する部屋設備ということで、選択になってまして、Yesっていうふうにもなってます。
1:45:36	このいわゆるその廃固体廃棄物の廃棄施設ですね、二つタイプがございまして、ちゃんと部屋に隠されてるものと、
1:45:46	あと金属製の容器で置いてあるもの。
1:45:50	ということで、二つ分かります。この判断する基準としてお部屋また設備としても、あるものということなので、これについてはちゃんと部屋として、建物や一部の部屋として設置しているものを具体的に一番下の、
1:46:05	固体廃棄物廃棄施設、廃棄物貯蔵施設というのは、これ 1ヶ所、そういうところがございまして、こちらは、
1:46:12	部屋として、仁科もマーケットを選定しておりまして、それ以外のですね、その容器、施設に、
1:46:24	構成の容器で置いてあるものについてはちょっと対象外にしているというところがございます。
1:46:30	これについてはですねその火災防護対象設備としてですね火災評価しているというところもございしますので、お母さんがこの、
1:46:39	表の設備という意味では対象外ということっております。そういうのですね、対象マイナスの固体廃棄物の廃棄施設のみ。
1:46:50	そうですか。ちょっと区別するためにこういう書き方をしていますので、ここはフローで見ると真ん中の閉じ込め機能からイエスに下がって、
1:47:00	直接保守性物質を内蔵している設備ていいうになると、対象外。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:47:06	になってると思うんですけど、こっちの対象者に該当するものはない。
1:47:14	ないですはい。
1:47:24	編集局ショウジですこれについてはほぼ処理装置の3、
1:47:28	内部。
1:47:31	今、直接の廃棄物が増えてるというところがございますのでそれについては装置としてその中に装置の中に閉じ込める。
1:47:39	いう形をとっておりますので、それ以外はその、
1:47:45	何ですかね、そのよう期間は、
1:47:48	例えばその廃棄物発生したその容器で担保してますので、それに影響があるかどうかという話にはなるのでそれはもう増えたりしない限りは、経過しないので、その上ではそのさらに右側の分類の方に入っていくと。
1:48:07	おはようございます。別府です。
1:48:21	同じ分で、もう一つちょっと気になった点がありまして、一番右側の、
1:48:30	廃棄物を保管または貯蔵する部屋設備で1DSとして、私対象設備になっているものなんですけれども。
1:48:39	例えばですね。
1:48:42	この中に入っている鉄筋コンクリート製成長層とか、来集積保管場2の建屋、
1:48:50	なんですけれども、それ、遮へい機能とか、
1:48:57	許可をちょっと確認してみたんですけど、遮へい機能を持っているというような表現になっているところもありまして、ちょっと催告人の罰則。
1:49:11	した上で、ちょっと提示いただければと思います。はい。
1:49:19	黒木江藤社平均よりSの方に入るものもこっちに來てませんかという話です。
1:49:32	編集局東海林です。そうですねそういう意味では
1:49:37	遮へい機能と見ればそう確かに
1:49:42	対象になってますので、施設として入るかと思えます。
1:49:47	さらには、廃棄物を保管する場所としても、当然入って、そういう位置付けでもちょっと入ってくるところがあるので、はい。
1:49:56	はい。そうですねそういうことで、かぶるところも当然ありますので、その辺は、
1:50:04	さっきちょっと見直させてください。はい。岩松社員のところで、ベースにいいかなと思ってしまう。
1:50:11	よろしく願います。はい。
1:50:17	ですが、このページの一番上から2行目でちょっとお伺いしたいんですけども。
1:50:25	まずはですね、廃棄物管理施設の維持すべき安全機能遮へいと閉じ込めであると。
1:50:32	その他の安全機能は、代替設備によって安全機能を確保します。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:38	ていうふうに言ってるんですけど、メーカー火災対策に強い。
1:50:44	経営企画局どこかに触れて書いてありましたっけ。
1:51:01	城荘司です。そうですね。許可という意味では、
1:51:06	7、
1:51:08	必要な安全機能ということで表にはまとまっています。いわゆる安全金直接的な 守るべきものと、そうですね、間接的なものというふうな分類はされています。
1:51:22	はい。葛西課長。
1:51:24	確かにそういうあれと具体的そう火災だっていう記載を、笠井の方にあります。
1:51:32	確認いたします。
1:51:35	こちら間違ってるかもしれないんですけど、これは間接的なところで入ってた。
1:51:44	さつきすいません。そこを確認いたします。
1:51:46	確か、代替機能によってっていうのは、すみません可搬型設備とか、そういうもの をちょっとイメージしてしまったんですけど。
1:51:58	そういう意味では、
1:52:02	宗編集局長です。
1:52:05	そういう意味ではその安全機能という意味では、当時、
1:52:12	この可搬型については、
1:52:15	例えばその負圧、
1:52:17	等、
1:52:18	とか、利益とか、そういうものの監視のために、接続すると。
1:52:25	ところで、ますのでそういう意味では、
1:52:29	そこは維持されてるっていう確認には、
1:52:32	なるほど。
1:52:39	そうですね。
1:52:41	きょカーの方にはどのように書いてあるか教えていただければと思います。よろし くお願いします。
1:52:50	規制庁伊東ですけども、後ろの方につけていただいた、許可整合の説明の、
1:53:00	許可の部分を見ても、防護の対象っていうのはその廃棄物管理施設としか書いて なくて、そうすると12条の安全機能の方で、
1:53:12	安全機能を有する施設の方ですね、書いている、直接的安全機能を持つもの だけじゃなくて、それ以外の機能を持つものも全部対象になっているように読める ので、
1:53:27	そこ許可でどう整理されていますかっていう質問です。で、基本は遮へいと10名 だけなんですっていう整理がされてなければ、
1:53:39	なぜそれだけでいいのかっていう説明も必要ですし、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:53:44	木が全部オープンですっていうことであれば、その他の前期については代替機能によって書いてあるように、
1:53:54	そこの考え方もしっかり示していただく必要があると思いますので、まず直下で、対象をどう整理しているのか、今回のフローも作っていただいているので、
1:54:06	軽部黒野形ってというのはどうなのかっていうのをしっかり整理して示していただきたいというのがナカザワの指摘だと思っています。
1:54:18	現象表ショウジです。すみませんありがとうございます。そうですね許可での整理、まずを確認いたしまして、さらにフローの方もですね、その辺はあわせて、
1:54:31	確認して、見直したいと思います。
1:54:36	白井衛藤規制庁イトウです。よろしくお願ひします。書類上葛西清の方でも同じようなやりとりしてますけれども、うちの母集団がわかるようにしていただかないと。
1:54:51	その母集団をどう、このフローに沿って仕分けられて、
1:54:56	いろいろな内容が整理されたのかっていうのも見据えていただけない。
1:55:00	イトウそもそもスタート時点がいいのか悪いのか判断つきませんので、その辺のデータも提示いただければと思います。
1:55:13	説明書文章ですはい、わかりました。
1:55:25	それではちょっと先に進ませていただきまして、24 ページ目のところで、
1:55:35	ちょっとお伺いしたいんですが、廃棄物管理施設のケーブルには難燃性ケーブルを使用しておりますけれども、これですね、すべてがケーブルが難燃性なんですか。
1:55:51	難燃性以外のケーブルを使っているとところってあったりします。
1:55:57	20 センチです。はい。そういう意味では何年間、冒頭もございます平成何年共通。
1:56:09	でございます。ここで電気設備ということについてはですね、難燃性の計画を使用しております。
1:56:18	ここで記載をさせていただいています。
1:56:24	電気積みますというのはケーブルは難燃性ってということですかね。
1:56:29	これしました。
1:56:34	あとすみませんちょっと処理場の関係で1点お伺いしたいんですけど、処理場ではですね、一番設備かもしれないんですけど。
1:56:47	火災発生防止の観点から、所有自治会はもうドレークを切ってしまうって、電気が流れないようにしているっていうふうには聞いているんですけど。
1:56:57	尾花井手はどういうふうになってますか。
1:57:01	作業してないときに、
1:57:04	ただ矢田の電源をつけるだけなのか、それともとか本当のブレーカーから落とすのか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:57:15	吉尾 荘司です。そう意味では基本的に各建屋、設備等ございますが、
1:57:25	日常においては、20 ていうか、運転とか、そういうものについては当然その運転の中での操作ということで、どこまで落とすかってのは当然決まっております。
1:57:37	長期的に停止してるという場合については、当然そのもと。
1:57:43	行かせて
1:57:45	制御するとか、そういうものがあればちょっと別ですけども、そういうもの以外については、基本的には上流側で止めると。
1:57:56	いうことには、それも、こちらも下部規定の方で、
1:58:03	手順書とかそういうところの中では、
1:58:07	話をしております。ありがとうございます。すいませんそろそろ時間になってしましまして、
1:58:20	最後のプレーカーの話なんですけど。
1:58:28	処理場って全部振り子切るって言うてるの。すいませんちょっと勘違いかもしれないせうだけかもしれない。そんな感じがするけどね。
1:59:04	付加をしたいことはあったんですけどもすいませんちょっと時間の方が来てしましまして、
1:59:15	本日はヒアリング、これまで特に不明点とか地区にお聞きさせていただいて、ありましたらお願いしたいと思います。
1:59:35	質問、ちょっとちょっと確認できてないところもありますし、そこはちょっと確認してですねそれは資料にちょっと反映させて修正させていただきたいと思います。
1:59:47	ちょっとそうですねどうも。
1:59:51	6 以降のところのまとめ資料の範囲ですね、ちょっとその辺はちょっとプログラム化も含めてですね、今後、ただしその設置をしてるっていうのがわかるような形で、
2:00:03	ちょっと見直させていただきます。
2:00:05	よろしく申し上げます。
2:00:09	すいません本部の亀田です。ちょっと1 点だけ確認したいんですけども、最初の方でお話があった、その耐震クラス、Bクラスに対して、
2:00:20	けど、ちょっと整理いただきたいというようなご要望。
2:00:24	を賜ったという状況なんですけど、ここのお話で、大きな宿題をもらったというふうに検査しております、ちょっと私の認識なんですけども、そもそも耐震分類というのは、地震が起こった時に、この機器が壊れたときの公衆影響、
2:00:41	考慮していけないと思うんだと思うんですね。
2:00:46	河西深山方法っていうのは、ただその火災防護の最初のさっきのところがあってその中で、どういったものをどうしようというような火災は、発生を防止しなきゃいけないとか、また火災が発生した時のその影響と考えなきゃいけないと。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:01:00	いうふうなもので、その耐震で超えるモードと火災が変わるものって多分違うと思うんですよね。そこをリンクして、うまく整理するっていうのは、
2:01:10	結構っていうのがあって、その辺何かその規制庁さんの方で何か、こここういうふうな整理がいいんじゃないのみたいなのがあるとちょっと我々として検討する。なんで、酸素予知みたいなのができるかなと。
2:01:24	思ってるんで、なんかその辺決まった多分その規制庁さんの課題認識として何かそういったその、当然その耐震分類っていうのはある意味その施設設備の重要度合いが非常に阿南っていうのは当然理解してますので、
2:01:36	その辺でちょっと、やっぱそういったさ、ある意味そのグレーデットアプローチじゃないですけどもその上だけした中の2のそういう考え方にも取り組んでいきたいみたいな、まずそういう議論がなされたのかとかその辺何かあればちょっと教えていただきたいんですけど。はい。
2:01:51	まさにグレーデットアプローチという話でありまして、別に耐震のSBCです、どこまで火災対策をするか。
2:02:03	ていうのを整理してくださいというふうに言ってるわけではありません。
2:02:08	グレーデットアプローチを考えていかなきゃならないだろうと、一つの例として、耐震クラスでやっていったらいいんじゃないのかっていうのがあります。
2:02:18	耐震で壊れるか、地震で壊れるか火災で、壊れるかで結局その何かの要因によって安全機能が、
2:02:31	失われた時にですね、どれくらい公衆に対してインパクトがあるかっていうのを、対象の方は明確にフローも作ってますね。
2:02:47	明示してるわけなんですよね。その語尾暴行できたらリスククラスというようなですね、それから一つそういうところで、使えるんじゃないのかなっていう話が、
2:03:00	追いついているというだけであります。
2:03:03	さらに言うと、
2:03:06	これは何だったかな。
2:03:09	NSRRでしたかね、NSRRの、審査の際に、審査漏れがあった、その火災の機器の審査漏れがあったという話があったときにですね。
2:03:25	規制委員会の中では、当時の院長だって更田院長がですね、BCクラスなんて、
2:03:37	耐震評価の細かいやつなんて見てないよと、Sクラスしか見てないよと、ちょっと細かく見過ぎなんじゃないのっていうところから、
2:03:47	少しグレーデットアプローチを積極的に取り入れていく。
2:03:55	ていうその方向には生きてるところがありまして、そういうところから考えてもですね、耐震クラスをうまく使ったら、整理がしやすいのかなあということで、例示として、安西させていただきました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:04:09	それ以外にうまくですね、グレーデットアプローチカテゴリ分けできるのであれば、それを提案していただいでですね、ご説明いただければというふうには思いません。
2:04:23	はい、わかりました。はい。ちょっとまずは、今日の中で考えさせてもうちょっと漠という。そうですね。はい。
2:04:32	うん。
2:04:37	から参加されてる方、何かございますでしょうか。
2:04:46	すいません。土肥藤です。
2:04:51	ちょっと先ほどお伝えしておいた方がというのが二つほどを伝えておきたかった質問あったので、点数載せて説明がちょっと不十分じゃないのかっていう話があったと思いますけれど、例えば
2:05:05	22 ページのその火災計器区画の設定であるとか、65 ページかな。
2:05:13	笹伊井の評価のところですね、経営は、代表施設だけじゃなくて全体的に見せていただかないとやはり南半判断もつきづらいところがありますので、
2:05:27	ちょっとここはお示しいただけるように準備を進めていただければと思います。よろしくをお願いします。
2:05:37	住職ショウジ本資料については準備いたします。
2:05:43	はい。以上です。
2:05:45	はい、ありがとうございます。経営管理室さん何かございますか。
2:05:51	はい。原子カイマイです。
2:05:55	ご質疑の中で保安規定に関する範囲がわかりにくいよねというところのご指摘がございました。
2:06:03	確かに保安規定で縛るところを運用に関わるところというのを書いておりますが、
2:06:10	そこをちょっと事細かにですねこの部分は保安規定で定めますというところが確かにちょっと丁寧に書いてないところがございます。
2:06:21	ただちょっと、余りにも何て言いましょうか一つのパラグラフの文章の中で、ここは縛ってるここはを縛ってないというところが、
2:06:30	書き書くと、ちょっと文章としてもちょっと非常にわかりにくくなっていうところもちよっとあったのも事実でございまして、例えばその表し方として、
2:06:41	一つの今の思いつきの間でございますけども、
2:06:44	例えば四角で囲って文章をですね、とか何か印を付ける網線かける、そういったところで、ここ保安規定、
2:06:57	定めるところでございまして。そのような表現の仕方でもよろしいでしょうかという確認でございまして。
2:07:08	検討規制庁イトウですけれども、表現が工夫としてはあり得ると思うんですが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

2:07:15	申請書としての記載の仕方がわからないという指摘も今回させていただいて、結局
2:07:23	運営上、この分が運用で、さらに後段規制の中でも約束をするのですっていう、
2:07:32	運用上の約束も設公園書くことでもって基準適合を説明するようになって、ことだとすると、結局書きくださないといけないんだと思うんですよね。
2:07:46	今までの
2:07:48	説明、トイレの伊勢の整備の仕方て記載をしていただ。
2:07:54	く必要はいずれにしてもあるんじゃないかなと思ってます。
2:07:59	はい。厳守高イマイです。はい。イトウ理解しました。申請書の記載としては何を定めるべきかというのは明確にするべきだというのは当然でございますので、
2:08:09	その上で、このパワーポイントのスライドとしてわかりやすくするように、検討いたします等ございます。
2:08:21	はい。すいませんちょっともう1個。
2:08:24	15、これ最後ですけど、15 ページでそれでお伝えしましたって第3項の説明の中で、発想表彰について説明してますかっていうやりとりありましたっけ。
2:08:38	薬剤ですすいませんそこはしてませんでした。
2:08:43	はい。影響軽減しか説明してないような気がするんですけど、発生防止についても、
2:08:49	説明していただかないと、要求との関係で片手落ちじゃないかと思っているので、よろしく願いいたします。
2:08:57	はい。すいません以上です。
2:09:03	現状競争心再設定をしましたので、今度は追記いたします。
2:09:13	ページは何かございますでしょうか。よろしければ、これにてヒアリング終了、終了したいと思います。
2:09:24	それでは本日はありがとうございました。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。